

IV-227

住居地域での青空駐車対策について

北海学園大学 正員 堂柿栄輔

1. 青空駐車の問題か

住居地域での、道路上の日常的な車庫代わり駐車を、ここでは直感的に青空駐車と表現する。

一般に青空駐車が問題となる住宅地域の道路は、その多くが駐車禁止となっていない所が多い。従って、いわゆる迷惑駐車の排除には、対象道路を駐車禁止とすることで規制が可能である。しかし、住民による青空駐車対策の討議では、住宅地域での全面的駐車禁止施策の必要性はほとんど提案されない。その理由は、規制地域の拡大に積極的でない交通管理者の立場と共に、青空駐車を問題視する良心的な市民の多くが、法的な規制を望んでいないことによる。例えば札幌市内の多くの地域で、青空駐車問題が地域の生活上の重要な問題として取り上げられる直接の動機は、積雪時の交通の確保であり、通常時での路上駐車の完全排除ではない。一方、"自動車の保管場所の確保等に関する法律"によれば、夜間8時間以上、昼間12時間以上連続して道路を占有することは法律に違反する行為であり、法的な取り締まりは可能である。但し、法律の実行には不公平があってはならず、従って取り締まりは、広域的に継続的に、そして厳格に行われなければならない。この合意が得られない以上、現状での法律の実効性は期待できない。これは交通管理者の責任ではない。地域の合意が得られないからである。

2. 青空駐車問題の情緒的側面

路上駐車を問題視する模範的な地域住民の多くが、道路交通法やその他の法律を厳格に守っているわけではない。また守るべきとも思っていない。しかし、自分たちは法律を遵守する良心的な市民であると思いこんでいる点に、問題解決の難しさがある。

地域住民による青空駐車問題の討議の中で、迷惑駐車の具体例として、次のような意見が述べられた。

・"車庫はある。しかし、そこを物置として利用し、

自動車は道路に止める。その人は、町内の活動にも一切参加しない"

・"冬になると、玄関先の道路を、市内の他の地域に住んでいる息子さんの自動車置き場にする。しかも2台も。鍵は息子さんが持っていつてしまうので、排雪時に移動もできない"

・"なぜ私の家の前にいつも駐車するのか。不愉快だ"

これらの意見は、住宅地での青空駐車の問題点をよく示唆している。これに対し、客観的な立場から幾つかの疑問はあり得よう。例えば始めの意見については、「その人が、町内の活動に参加する人なら、その様な行為は許されるのか」、「車庫があろうとなかろうと、青空駐車は違法である。では、はじめから車庫がなければ、青空駐車は許されるのか」。また二番目の意見については、「1台くらいならいいのか」、「排雪の時移動できればいいのか」。これらの疑問に対する解答は一律ではなく、また情緒的なものである。また、法的には何ら問題の無い行為であるにもかかわらず、最後の意見に賛同する人も多い。この意見は、自宅に隣接する路側を使うことを、自分が優先するという暗黙の了解を前提としている。この意見は、日本人の生活道路・地域生活圏に対する特殊な感情に基づくものである。町内会や自治会による、季節毎の地域内道路の草刈りや清掃作業は多くの地域で行われている。全員が参加するわけではないが、特に不自然とも思わず、多くの住民がこれらの行事に参加する。また個人の行動でも、玄関先の掃除のついでに道路のゴミ拾いをすることは自然の行動である。つまり、我々は生活道路を完全な公共空間ではなく、地域、個人に強く関わる場所として意識しているのである。だから、私の空間である玄関先の路上を外来者が占有し続けることに不快を感じるのである。

これらの意見は、青空駐車対策を法的に考える限

キーワード 青空駐車, 住居地域, 道路交通法

連絡先(北海学園大学工学部土木工学科 〒064-0926 札幌市中央区南26条西11丁目 tel 011-841-1161)

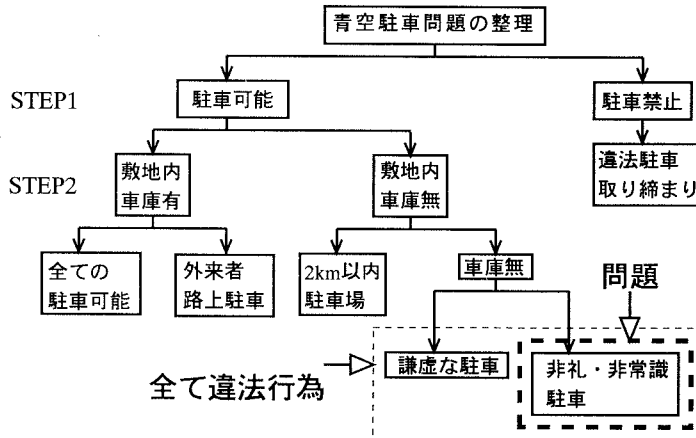


図-1 青空駐車問題の整理

界を具体的に示されており，従って青空駐車対策の出発点もここにある。

3. 問題点の整理

ここで図-1 に住宅地域での路上駐車問題を簡単に整理した。青空駐車 of 何が問題であるか，この問題点を地域の共通の理解にすることができれば，問題は解決することになる。

結論的には，青空駐車で最も問題になる路上駐車行為は，図中の非礼・非常識駐車であるが，これらについて簡単に説明する。

step1 は，当該道路が駐車禁止か否かの分類である。これにより駐車対策は当然異なる。今問題となっている多くの地域は駐車可能な所であり，これを中心に説明する。

step2 以下は，自動車の持ち主が敷地内に自動車の駐車スペースを持っているか否かの分類である。ここでは，敷地内に駐車場所が無い"車庫無"が特に問題となる。法的にはこれらの路上駐車はほぼ一律に違法行為であるが，"謙虚な駐車"は許され，"非礼・非常識"駐車が迷惑駐車となる。"謙虚な駐車"と"非礼・非常識"駐車の別は，情緒的，感情的意味合いが強く，一律の分類はできないが，例えば次の様な例を挙げることができる。

「謙虚な駐車」：駐車場所が自分の敷地と路上にまたがるような時，出来るだけ自分の地所に寄せて駐車する。そのため，自身は玄関の出入りに窮屈な思

いもするし，自転車を置くスペースにも苦勞することになる。

「非礼・非常識駐車」：自分の敷地内には十分に広い空間を確保した上で，道路上を占有する。

つまり，前者はそれなりの自助努力を伴うが，後者は恩恵を一方的に受けるだけである。"違法かもしれないけれど，皆で気を使いながら道路空間を使っている。そして快適に暮らす努力をしている。なのに，度を超えたあなたの行為は，地域の生活の和をみだすものだ"。これらが住民感情であろう。先に述べた，車庫を物置とし道路を駐車場所とする行為は，だから感情的に許されないことになる。

4. 地域住民主体の活動の必要性

非礼・非常識駐車が許し難い理由はもう一つある。それは自分たちも共に違法行為をしているが故に，これらの非礼・非常識駐車に対し法的強制措置をとれないことの苛立ちである。駐車禁止区間に設定すれば皆が一様に困る。どうしようもない苛立ちが，道路管理者や交通管理者，そして行政への苦情となって表れる。

従って住居地域での青空駐車管理は，住民主体で各地域の目標と基準を設定し，自主的な活動として行うことが当面の施策となろう。その時，道路管理者，交通管理者による活動の支援策や，地域の自助努力に対する見返り等については重要な検討事項となる。